

第73回 定時株主総会 招集ご通知

日時 | 2015年6月25日(木曜日)
午前10時(受付開始予定:午前9時)

場所 | シェラトン都ホテル東京 地下2階「醍醐」
東京都港区白金台一丁目1番50号

開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「第73回
定時株主総会 会場のご案内」をご参照のうえ、お間違
いのないようご注意ください。

決議事項

- | | |
|-------|------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役10名選任の件 |
| 第3号議案 | 取締役賞与支給の件 |

経営理念

お客様を大切に、地球を友に、
個性を尊重し、総合力を発揮して
世界の人々に信頼され、社会とともに発展する
開かれた会社でありたい。
そして社員が自信を持ち、
常に創造し挑戦していることを誇りとしたい。

EXCEED YOUR VISION

私たちエプソン社員は、
常に自らの常識やビジョンを超えて挑戦し、
お客様に驚きや感動をもたらす
成果を生み出します。



目次

■ 株主のみなさまへ	2
■ 招集ご通知	3

■ 株主総会参考書類	6
------------------	---

■ 第1号議案 剰余金の処分の件	6
------------------------	---

■ 第2号議案 取締役10名選任の件	7
--------------------------	---

■ 第3号議案 取締役賞与支給の件	13
-------------------------	----

招集ご通知添付書類

■ 事業報告	14
--------------	----

■ 連結計算書類	41
----------------	----

■ 計算書類	44
--------------	----

■ 監査報告書	47
---------------	----

■ ご参考

特集：エプソンブランド制定40周年	51
-------------------------	----

トピック	55
------------	----

会社概要・株主メモ	56
-----------------	----

株主のみなさまへ

エプソンは、本年6月にエプソンブランド制定40周年を迎えることとなりました。これもひとえに株主のみなさまをはじめとして、すべてのステークホルダーの方々のご支援の賜物であり、エプソンを代表して心より御礼申し上げます。

当期を振り返りますと、「SE15後期 新中期経営計画」の二年次として、既存事業領域におけるビジネスモデルの転換と新規事業領域の開拓に取り組み、将来の持続的な成長に向けて確かな手応えを感じることができました。

各事業においては、「省・小・精の技術」から生み出されるコア技術をベースに、家庭向けだけでなく、オフィスや商業・産業分野に加え、健康・スポーツ分野に向けても、お客様価値をさらに向上させた新しい商品やサービスの提供を開始するなど、戦略に基づいた取り組みを着実に前進させることができました。

業績につきましては、これらの取り組みに加え円安効果もあり、将来成長に向けた研究開発やエプソンブランドの強化などの費用投入を進めながらも、売上収益は1兆863億円、事業利益は1,012億円、当期利益は1,127億円となり、前期に対して増収・増益を達成することができました。

私たちは、これからもより広い分野の、より多くのお客様の期待を超えて、お客様に感動していただけるよう、創造と挑戦を続けてまいります。

エプソンの今後の歩みにご期待いただくとともに、一層のご支援をお願い申し上げます。

2015年5月

代表取締役社長 **碓井 稔**



株 主 各 位

証券コード 6724
2015年5月29日

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

セイコーエプソン株式会社
代表取締役社長 碓井 稔

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、4～5頁のご案内に従って、2015年6月24日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時	2015年6月25日（木曜日） 午前10時
2. 場 所	東京都港区白金台一丁目1番50号 シェラトン都ホテル東京 地下2階「醍醐」 (開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「第73回定時株主総会 会場のご案内」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。)
3. 目的事項	報告事項 1. 第73期（2014年4月1日から2015年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第73期（2014年4月1日から2015年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役10名選任の件 第3号議案 取締役賞与支給の件

議決権行使に関するご案内



当日出席される方へ

株主総会開催日時

2015年6月25日(木)午前10時 受付開始予定：午前9時

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方1名に委任する場合に限られます。その際は代理権を証明する書面(委任状)を会場受付にご提出ください。



書面により議決権を行使される方へ

行使期限

2015年6月24日(水)午後5時到着分まで有効

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。



インターネットにより議決権を行使される方へ

行使期限

2015年6月24日(水)午後5時受付分まで有効

議決権行使サイトにアクセスしてご行使ください。(次頁をご参照ください)

1. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネットにより複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる開示に関するご案内

1. 招集通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

なお、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類には、当社ウェブサイト

掲載している連結注記表および個別注記表が含まれております。

2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

当社ウェブサイト

<http://www.epson.jp/IR/>

以 上

インターネットによる議決権行使方法

議決権行使サイト

<http://www.evotep.jp/>

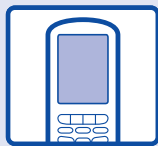
議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙右片に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。)

ご注意事項



パソコン、スマートフォンの場合

インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。



携帯電話の場合

iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信(SSL通信)および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

携帯電話またはスマートフォンによる議決権行使は、バーコード読取機能を利用して、「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。



- 株主様以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- インターネットに関する費用(プロバイダー接続料金、通信料等)は、株主様のご負担となります。

ご不明な点等がございましたら、ヘルプデスクへお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話 **0120-173-027** 受付時間 9:00~21:00(通話料無料)

当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当は、当社の配当方針を踏まえ、前期に比べ43円増配の1株につき80円とさせていただきますと存じます。なお、中間配当金として1株につき35円をお支払いしておりますので、年間配当金は115円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項
およびその総額当社普通株式1株につき金80円
総額14,311,098,560円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2015年6月26日

注. 当社は、2015年4月1日をもって当社普通株式1株を2株に分割しております。上記期末配当につきましては、株式分割前の株式数を基準としております。

(ご参考)

◆当社の配当方針について

当社は、お客様価値の創造を通じて持続的な事業成長を実現し、収益性の向上と経営資源の効率化などにより安定的な資金創出に努め、成長戦略に基づく投資および経営環境の変化などに耐え得る強固な財務構造の構築に取り組むとともに、積極的な利益還元を実施することを配当政策の基本方針としております。

当期の配当につきましては、各事業での戦略進捗の成果や円安効果などにより業績が大幅に向上した

ことを踏まえ、国際会計基準（IFRS）導入後において当社の本業による利益を示す事業利益から法定実効税率相当額を控除した利益を原資とし、かねてから目標としてきた連結配当性向30％に基づいております。

当社としましては、今後とも企業価値向上に着実に取り組み、上記の方針を踏まえつつ、中期的に連結配当性向のさらなる向上につきましても検討を進めてまいります。

注. 事業利益は、売上収益から売上原価、販売費および一般管理費を控除して算出しており、日本基準の営業利益とほぼ同じ概念です。

第2号議案

取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者は、取締役会があらかじめ定めた選考基準に基づき、社外取締役が出席する取締役選考審議会における審議を経て決定しております。また、社外取締役候補者については、「社外役員の独立性にかかる基準（内容は12頁に記載）」に準拠しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。



所有する当社の株式数

143,600 株

1 うすい みのる
碓井 稔 (1955年4月22日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年11月 信州精器株式会社（現当社）入社
2002年 6月 当社取締役
2007年10月 当社常務取締役
2008年 6月 当社代表取締役（現任）・同取締役社長（現任）

注1. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

注2. 所有する当社の株式数については、2015年4月1日を効力発生日とする株式分割後の株式数を基準に記載しております。



所有する当社の株式数

55,600 株

2 はま のりゆき
濱 典幸 (1954年7月6日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年 4月 当社入社
2003年 6月 当社取締役
2006年 6月 当社業務執行役員
2010年 6月 当社取締役
2012年 6月 当社常務取締役
2014年 6月 当社代表取締役（現任）・同専務取締役（現任）・
同コンプライアンス担当取締役（現任）・
同経営管理本部長 兼 コンプライアンス室長（現任）

注1. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

注2. 所有する当社の株式数については、2015年4月1日を効力発生日とする株式分割後の株式数を基準に記載しております。



所有する当社の株式数

14,800 株

3

いのうえ しげき
井上 茂樹

(1955年10月10日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4月 当社入社
2011年 6月 当社業務執行役員
2012年 6月 当社取締役
2013年 6月 当社事業基盤強化本部長（現任）
2014年 6月 当社常務取締役（現任）・同知的財産本部長（現任）

注1. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

注2. 所有する当社の株式数については、2015年4月1日を効力発生日とする株式分割後の株式数を基準に記載しております。



所有する当社の株式数

33,800 株

4

ふくしま よねはる
福島 米春

(1954年1月17日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 2月 当社入社
2009年 6月 当社業務執行役員
2010年 6月 当社取締役（現任）
2010年 6月 当社技術開発本部長（現任）
2015年 4月 当社ロボティクスソリューションズ事業部長（現任）

注1. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

注2. 所有する当社の株式数については、2015年4月1日を効力発生日とする株式分割後の株式数を基準に記載しております。



所有する当社の株式数

21,000 株

5

くぼた こういち
久保田 孝一

(1959年4月3日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月 エプソン株式会社（現当社）入社
2010年 6月 当社業務執行役員
2012年 6月 当社取締役（現任）
2013年 6月 当社プリンター事業部長（現任）

注1. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

注2. 所有する当社の株式数については、2015年4月1日を効力発生日とする株式分割後の株式数を基準に記載しております。



所有する当社の株式数
22,600 株

6

おくむら もとのり
奥村 資紀

(1960年2月16日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 4月 信州精器株式会社（現当社）入社
2010年 6月 当社業務執行役員
2012年10月 当社機器要素技術開発本部長（現任）
2014年 6月 当社取締役（現任）

注1. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

注2. 所有する当社の株式数については、2015年4月1日を効力発生日とする株式分割後の株式数を基準に記載しております。



所有する当社の株式数
1,000 株

7

わたなべ じゅんいち
渡辺 潤一

(1961年10月24日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社
2005年11月 当社VI生産管理部長 兼 機器調達部長
2013年 6月 当社ビジュアルプロダクツ事業部長（現任）
2014年 6月 当社取締役（現任）

注1. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

注2. 所有する当社の株式数については、2015年4月1日を効力発生日とする株式分割後の株式数を基準に記載しております。



所有する当社の株式数
4,000 株

8

かわな まさゆき
川名 政幸

(1964年7月27日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 4月 セイコーエプソン生活協同組合入社
1999年 3月 当社入社
2008年10月 当社人事部長
2014年 6月 当社取締役（現任）・同人事本部長（現任）

注1. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

注2. 所有する当社の株式数については、2015年4月1日を効力発生日とする株式分割後の株式数を基準に記載しております。



所有する当社の株式数

7,000 株

9

あ お き と し は る
青木 利晴

(1939年3月21日生)

社外取締役

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1997年 6月 日本電信電話株式会社取締役副社長
1999年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ取締役社長
2003年 6月 同社取締役相談役
2005年 6月 同社相談役
2009年 6月 同社シニアアドバイザー
2012年 6月 当社取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

経営者としての幅広い見識と豊富な経験を有しており、候補者として適任であると考えております。

独立性について

同氏は、日本電信電話株式会社と株式会社エヌ・ティ・ティ・データの業務執行者でありました。最近3年間に於いて、当社と日本電信電話株式会社および株式会社エヌ・ティ・ティ・データとの間に取引関係はなく、両社は社外役員の独立性にかかる基準に定める主要な取引先には該当しません。

なお、当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。原案どおり再任された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定です。

就任してからの年数

同氏の当社取締役在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。

- 注1. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 注2. 同氏は現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で、当社定款第26条第2項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当社は同氏との間の前記責任限定契約を継続する予定です。
- 注3. 所有する当社の株式数については、2015年4月1日を効力発生日とする株式分割後の株式数を基準に記載しております。



所有する当社の株式数

1,800 株

10

おおみや

大宮

ひであき

英明

(1946年7月25日生)

社外取締役

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2007年 4月 三菱重工業株式会社取締役・副社長執行役員

2008年 4月 同社取締役社長

2013年 4月 同社取締役会長（現任）

2014年 6月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

三菱重工業株式会社取締役会長

社外取締役候補者とした理由

経営者としての幅広い見識と豊富な経験を有しており、候補者として適任であると考えております。

独立性について

同氏は、三菱重工業株式会社の業務執行者でありました。最近3年間に於いて、当社と同社との間には、半導体製造装置の売買等の取引関係がありますが、その取引額は当社と同社の連結売上高の0.1%未満と僅少であり、同社は社外役員の独立性にかかる基準に定める主要な取引先には該当しません。

なお、当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。原案どおり再任された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定です。

就任してからの年数

同氏の当社取締役在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

注1. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

注2. 同氏は現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で、当社定款第26条第2項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当社は同氏との間の前記責任限定契約を継続する予定です。

注3. 所有する当社の株式数については、2015年4月1日を効力発生日とする株式分割後の株式数を基準に記載しております。

社外役員の独立性にかかる基準

当社は、以下に掲げる事項に該当する者を社外役員候補者として選定しない。

- (1) 当社を主要な取引先とする者（注1）または、その者が会社である場合は最近5年間に於いてその業務執行者（注2）だった者
- (2) 当社の主要な取引先である者（注3）または、その者が会社である場合は最近5年間に於いてその業務執行者だった者
- (3) 最近3年間に於いて、当社から役員報酬以外に多額の金銭（注4）その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、最近3年間に於いて当該団体に所属し、業務執行者に準じる職務を行っていた者）
- (4) 当社の大株主（注5）または、その者が会社である場合は最近5年間に於いてその業務執行者もしくは監査役だった者
- (5) 当社が現在大株主となっている会社等の業務執行者または監査役である者
- (6) 最近10年間に於いて、当社の法定監査を行う監査法人に所属していた者
- (7) 最近10年間に於いて、当社の主幹事証券会社に所属していた者
- (8) 当社から多額の寄付（注6）を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属し、業務執行者に準じる職務を行っていた者）
- (9) 当社との間で、社外役員の相互就任（注7）の関係が生じる会社の出身者
- (10) 上記（1）～（9）に該当する者の配偶者または2親等以内の親族

（注）

- 1：「当社を主要な取引先とする者」とは、最近3年間のいずれかの事業年度において、取引先の連結売上高の2%以上の支払を当社から受けた者（主に仕入先）をいう
- 2：「業務執行者」とは、執行役もしくは業務執行取締役または執行役員もしくは部長格以上の上級管理職にある使用人をいう
- 3：「当社の主要な取引先である者」とは、最近3年間のいずれかの事業年度において、当社の連結売上高の2%以上の支払を当社に行った者（主に販売先）をいう
- 4：「多額の金銭」とは、その価額の総額が過去3年間の平均で個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の総収入の2%以上の額の金銭をいう
- 5：「大株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう
- 6：「多額の寄付」とは、その価額の総額が、過去3年間の平均で、年間1,000万円または当該団体の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付をいう
- 7：「社外役員の相互就任」とは、当社の出身者が現任の社外役員を務めている会社から社外役員を迎え入れることをいう

以 上

第3号議案

取締役賞与支給の件

取締役賞与につきましては、当期末時点の取締役10名のうち、社外取締役を除く8名に対し、月額報酬額に当期の業績を勘案した支給月数を乗じて算出した総額99,960,000円を支給いたしたいと存じます。

なお、支給対象者および総額は、社外取締役が出席する取締役報酬審議会における審議を経て決定しております。

各取締役に対する支給金額は取締役会にご一任願いたいと存じます。

以 上

1. エプソングループの現況に関する事項

1.1 事業の経過および成果

(1) 全般的概況

当連結会計年度における経済環境を顧みますと、景気は総じて緩やかな回復基調が続きました。地域別に見ますと、米国では個人消費が好調に推移し、雇用者数も堅調に伸びたことから、景気拡大が続きました。欧州においては、景気は持ち直しの動きが続いているものの、ロシア経済の不振、財政問題の再燃など不透明感が拭えない状況が続いています。中国は成長率が鈍化しましたが、インドでは景気が持ち直し、ASEAN地域なども緩やかな回復が続きました。日本は、消費税率引き上げ後の落ち込みがあったものの、円安効果による輸出環境の改善、政府による各種政策効果や原油安などもあり、景気は総じて緩やかな回復基調で推移しました。

このような状況の中、当社および当社の関係会社（以下「エプソン」という。）の主要市場につきましては、以下のとおりとなりました。インクジェットプリンターの需要は、前期に対し、欧州については堅調に推移したものの、消費税率引き上げにともなう個人消費の回復の遅れから日本で縮小したほか、北米も若干減少しました。大判インクジェットプリンターの需要は、日本が若干減少したものの、欧州が横ばいとなったほか、米州については堅調に推移しました。シリアルインパクトドットマトリクスプリンター（SIDM）の需要は、米州・欧州に加え、徴税需要が一巡した中国も縮小傾向となりました。POSシステム関連製品の需要は、米州・欧州ともに前期並みとなりました。プロジェクターの需要は、上期におけるサッカーワールドカップ特需を含め、米州およびアジアで増大するなど、堅調に推移しました。

売上収益	1兆863億円	前期比 7.7% 増
事業利益	1,012億円	前期比 12.4% 増
営業利益	1,313億円	前期比 65.2% 増
当期利益	1,127億円	前期比 33.6% 増

注：事業利益については23ページをご参照ください。

電子デバイス製品の主要なアプリケーションの市場では、携帯電話の需要は、従来型は減速が続いた一方、スマートフォンの需要は堅調に推移しました。デジタルカメラ市場の需要は低調でした。

精密機器製品に関連する市場では、ウォッチの需要は、日本が消費税率引き上げにともなう駆け込み需要の反動から高価格品を中心に一時的に縮小しましたが、後半には緩やかに回復してきました。米州と欧州は堅調に推移しました。また、産業用ロボットの需要はスマートフォンや自動車関連向けを中心に増加し、ICハンドラーの需要も堅調に推移しました。

なお、当連結会計年度の米ドルおよびユーロの平均為替レートはそれぞれ109.93円および138.77円と前期に比べ、米ドルでは10%の円安、ユーロでは3%の円安で推移しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上収益は1兆863億円（前期比7.7%増）、事業利益は1,012億円（同12.4%増）、営業利益は1,313億円（同65.2%増）、税引前利益は1,325億円（同70.0%増）、当期利益は1,127億円（同33.6%増）となりました。

(2) セグメント区分別の概況

情報関連機器事業セグメント

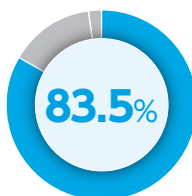
売上収益

9,072億円 (前期比 **7.9%**増) 

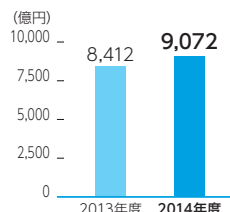
セグメント利益

1,336億円 (前期比 **8.0%**増) 

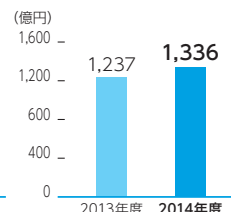
売上収益構成比



売上収益



セグメント利益



主要な事業内容

当セグメントは、独自のマイクロピエゾ技術やマイクロディスプレイ技術などの強みを活かし、各商品の開発、製造、販売およびこれらに付帯するサービスの提供を行っております。

○プリンティングシステム事業

インクジェットプリンター、ページプリンター、カラーイメージスキャナー、商業用インクジェットプリンター、シリアルインパクトドットマトリクスプリンター (SIDM)、POSシステム関連製品、インクジェットラベルプリンターおよびこれらの消耗品など

○ビジュアルコミュニケーション事業

液晶プロジェクター、液晶プロジェクター用高温ポリシリコンTFT液晶パネル、ラベルプリンター、スマートグラスなど

○その他

PCなど

プリンティングシステム事業の売上収益は為替影響もあり増加となりました。製品別の内容は以下のとおりです。

インクジェットプリンターは、インクカートリッジモデルが数量減少となったものの、大容量インクタンクモデルが商品ラインアップ強化によりエマーシングエリアを中心に収益拡大を果たしました。また本格的なビジネス領域への参入も進み、ビジネス系商品ラインアップが充実すると同時に、新しいビジネスモデルとして機器・インク・保守サービスを一定の料金でご利用いただける課金ビジネスを日本で開始しました。さらに、消耗品につきましても、売上増となりました。

大判インクジェットプリンターは、大判写真・色校正 (プルーフ) 印刷市場向け製品が引き続き好調で、業務フォト市場は小型で高性能な新機種により本体・インクとも売上が増加しました。インクジェット捺染市場はアパレルから小物グッズ、インテリア系まで応用領域が拡大し、またカスタムやオリジナルのTシャツ作成の需要が高まったため布地に直接印刷できる製品の普及が進み、販売地域の拡大が進みました。

ページプリンターは、主に高付加価値製品へ販売を

絞り込んだことにより数量減少となった結果、売上は減少しました。

SIDMは、徴税需要が一巡した中国に加え、米州・欧州などで数量減少となりましたが、為替による増収影響およびアジアにおける低価格機種の販売増により売上は前期並みとなりました。

POSシステム関連製品は、欧州を中心とした数量増加、オンデマンドでインハウス印刷を実現するラベルプリンターの拡販により売上増となりました。

ビジュアルコミュニケーション事業の売上収益は為替影響もあり増加となりました。液晶プロジェクターは、高機能製品ラインアップの拡充が進み、またサッカーワールドカップ特需と教育市場向け販売増が寄与し、米州やアジアにおいて大幅に販売を伸ばし売上増となりました。

情報関連機器事業セグメントのセグメント利益につきましては、主要製品の売上増加に為替影響も加わり増益となりました。

以上の結果、情報関連機器事業セグメントの売上収益は9,072億円 (前期比7.9%増)、セグメント利益は1,336億円 (前期比8.0%増) となりました。

デバイス精密機器事業セグメント

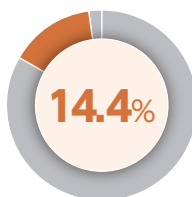
売上収益

1,562億円（前期比 **5.1%**増）

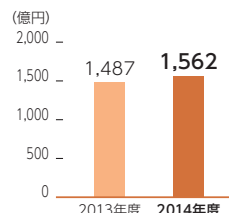
セグメント利益

148億円（前期比 **36.7%**増）

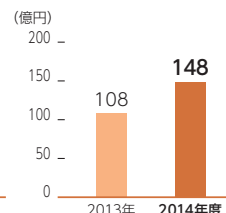
売上収益構成比



売上収益



セグメント利益



主要な事業内容

当セグメントは、創業から培ってきた超微細・超精密加工技術、低消費電力技術、高密度実装技術などの強みを活かし、各商品の開発、製造、販売およびこれらに付帯するサービスの提供を行っております。

○マイクロデバイス事業

水晶デバイス（水晶振動子、水晶発振器、水晶センサーなど）
半導体（CMOS LSIなど）

○プレジジョンプロダクツ事業

時計（ウォッチ、ウォッチムーブメントなど）
金属粉末
表面処理加工

マイクロデバイス事業の売上収益は、為替による増収影響もあり増加となりました。製品別の内容は以下のとおりです。

水晶デバイスは、ATおよび音叉型の価格下落が進行したことから売上減少となりました。半導体は、内需およびシリコンファンドリーを含む外販向けの数増加により売上増加となりました。

プレジジョンプロダクツ事業の売上収益は、ウォッチの高価格品の販売増加による平均販売単価の上昇効果や為替影響などにより増加となりました。

デバイス精密機器事業セグメントのセグメント利益につきましては、為替による増収影響もあり増益となりました。

以上の結果、デバイス精密機器事業セグメントの売上収益は1,562億円（前期比5.1%増）、セグメント利益は148億円（前期比36.7%増）となりました。

センサー産業機器事業セグメント

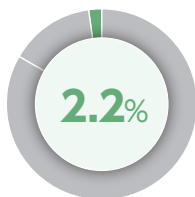
売上収益

233 億円 (前期比 **44.6%** 増) 

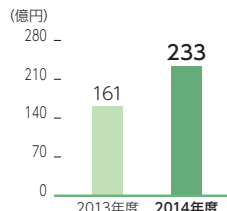
セグメント利益(△損失)

△90 億円 (前期は **99** 億円の 
セグメント損失)

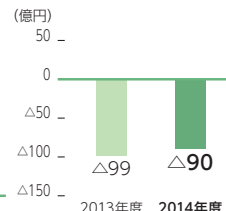
売上収益構成比



売上収益



セグメント利益(△損失)



主要な事業内容

当セグメントは、高度な精密メカトロニクス技術などにより、生産性を革新する産業用ロボットや生産機器およびこれらに付帯するサービスを提供しております。

また、健康・スポーツ分野において、高精度センサーを内蔵したセンシングシステム機器とクラウドサービスを組み合わせ、人々の生活を改善する商品・サービスを提供しております。

○センサー産業機器事業

産業用ロボット、ICハンドラー、産業用インクジェット印刷機、センシングシステム機器など

センサー産業機器事業セグメントの売上収益は増加となりました。製品別の内容は以下のとおりです。

FA機器では、産業用ロボットはアジア向けの受注増により売上増加となったほか、ICハンドラーはスマートフォン向け半導体業界からの受注増があり売上増加となりました。

センサー産業機器事業セグメントのセグメント利益につきましては、主に産業用ロボットの売上増加により増益となりました。

以上の結果、センサー産業機器事業セグメントの売上収益は233億円(前期比44.6%増)、セグメント損

失は90億円(前期は99億円のセグメント損失)となりました。

センサー産業機器事業セグメントについては、新規事業領域として新商品の開発や市場開拓などに注力しており、先行的な投資や費用が発生しているため、セグメント損失を計上しております。

エプソンは、センサー産業機器事業を、強みを活かし独創の商品・サービスをお客様にお届けすることができるとして位置づけ、今後も強化に取り組んでまいります。

その他(グループ向けサービス業など)

当連結会計年度における、その他の売上収益は13億円(前期比4.2%増)、セグメント損失は3億円(前期は2億円のセグメント損失)となりました。

注. 2015年4月1日より、セグメント区分をプリンティングソリューションズ事業、ビジュアルコミュニケーション事業、ウエアラブル・産業プロダクツ事業に変更しております。

エプソンが長年培ってきた「省・小・精の技術」は、常に進化し続け、新たな価値を生み出しています。このページでは、その技術から生み出された代表的な商品をご紹介します。

● 情報関連機器事業セグメント

- インクジェット技術により、新次元のプリンティング環境を創造する
- マイクロディスプレイ技術による全く新しいビジュアルコミュニケーションを創造する



● デバイス精密機器事業セグメント

- 尖らせた技術により、他社にできない商品を創出し続ける



● センサー産業機器事業セグメント

- 高度なメカトロニクスにより、生産性を革新するロボットや生産機器を創造する
- 高精度センサーにより、人の生活を改善する新しい価値を創造する



1.2 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、重点戦略分野へ経営資源を集中し、将来の事業の育成と今後の成長の実現に向けて、新製品対応のほか、合理化・維持更新などを中心に設備投資を実施いたしました。また、キャッシュ・フロー改善のために、投資の厳選と既存設備の効率活用を徹底して行いました。この結果、当連結会計年度における設備投資総額（有形固定資産、無形固定資産のうちソフトウェアおよび借地権）は454億28百万円となりました。

情報関連機器事業において、今後のインクジェットプリンターの事業領域強化・拡大に向けて、新型ヘッドの生産設備投資を行いました。

区分	設備投資額（百万円）	前期比（％）
情報関連機器事業	30,153	12.1
デバイス精密機器事業	7,751	△3.2
センサー産業機器事業	1,163	39.7
その他・全社	6,361	204.8
合計	45,428	20.1

1.3 資金調達の状況

当社は、社債償還資金に充当するため、総額100億円の無担保普通社債を発行しました。

1.4 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

（1）米国K-SUN Corporationの完全子会社化について

当社は、2014年8月に、産業用途向けラベルプリンターの販売強化を目的として、米国ウィスコンシン州を拠点とする産業用途向けラベルプリンターの販売会社であるK-SUN Corporationの全株式を取得し、完全子会社としました。

（2）アヴァシス株式会社の連結子会社化について

当社は、2015年3月に、ソフトウェアの企画力・開発力を強化することを目的として、当社の関連会社であるソフトウェア開発会社のアヴァシス株式会社の株式を取得し、連結子会社としました。

1.5 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

1.6 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

1.7 吸収合併または吸収分割による権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

1.8 対処すべき課題

「SE15 後期 新中期経営計画」の概要

○ 基本方針

売上高成長を過度に追わず
着実に利益を生み出すマネジメントの推進

長期ビジョンSE15実現に向けた3年間の取り組み

- キャッシュ創出を重視した財務体質の強化
- 将来の再成長を見据えた収益構造の改革

○ 目指す企業像

FY18

次期中期経営計画

プロフェッショナル向けを含む
新しい情報ツールや設備をクリエイトし
再び力強く成長する企業

FY16

FY15

SE15 後期 新中期経営計画

基
礎
固
め

既存事業領域の転換
新規事業領域の開拓

FY13

現在のエプソン

コンシューマー向けの画像・映像出力機器中心の企業

エプソンは、2013年3月に「SE15後期 新中期経営計画」（以下「新中期計画」という。）を策定しました。新中期計画の3カ年（2013年度～2015年度）においては、長期ビジョン「SE15」で掲げた戦略の基本的な方向性は堅持しつつ、「売上高成長を過度に追わず、着実に利益を生み出すマネジメントの推進」を基本方針とし、安定的な利益およびキャッシュの創出を最優先した経営を行っており、そのために、既存事業領域では商品構成の見直しとビジネスモデルの転換を図り、新規事業領域では積極的な市場開拓に取り組む方針です。そして、エプソンは、2016年度からの次期中期計画において、「コンシューマー向けの画像・映像出力機器中心の企業」から「プロフェッショナル向けを含む新しい情報ツールや設備をクリエイトし、再び力強く成長する企業」へと脱皮することを目指し、新中期計画の3カ年ではその基礎を築き、着実に歩みを進めることとしています。

エプソンを取り巻く経営環境を概観すると、新興国の一部では経済成長に鈍化傾向が見られる一方で、米国を中心とする先進国の景気はおおむね回復傾向にあり、不透明感を残しながらも世界経済は全般的には引き続き成長する見通しです。また、持続可能な産業・経済活動への転換などが進展するなか、こうした動きを背景として社会の変容が進むことにより、エプソンが実現すべきお客様価値も変わっていくものと考えられます。

エプソンは、このような経営環境のもと、引き続き独創のコア技術に基づき強みを発揮できる以下の4つの領域に経営資源を集中し、事業領域の拡大や次世代を担う新規事業の強化を図ることにより、再び力強く成長する企業への転換を進めます。そのうえで、資本コストを一層意識した経営を実践することにより、できるだけ早いタイミングでROS（事業利益/売上収益）10%、ROE（当期利益/親会社所有者帰属持分）10%以上を継続的に達成することを目指してまいります。

注. 事業利益については23ページをご参照ください。

各領域での取り組み

<プリンティング>

プリンティングにおいては、エプソン独自のマイクロピエゾ技術により、新次元のプリンティング環境を創造します。インクジェットプリンターについては、ホーム市場向けに印刷量がより多い傾向にある上位モデルの販売強化などに取り組むほか、引き続き新興国市場のニーズに適応した商品ラインアップの拡充を図ります。また、本格的なオフィス市場向けに最先端のピエゾヘッドを搭載したモデルを順次発売するとともに、新しいビジネスモデルとして課金ビジネスを強化し、競争力のさらなる向上に取り組みます。このほか、屋外看板や食品包装フィルム印刷および捺染印刷などの商業・産業・業務向けプリンティングについても、従来のアナログ印刷からインクジェットプリンターによるデジタル印刷への転換が進むなか、生産工程短縮化や環境負荷低減などといった新たなお客様価値を創出することにより、将来の成長に向けた柱としてさらに強化します。また、ビジネスシステムについては、既存領域でのシェアNo.1の座を堅持しつつ、新たな需要の開拓により、着実な収益成長を実現してまいります。

<ビジュアルコミュニケーション>

ビジュアルコミュニケーションにおいては、マイクロディスプレイ技術による全く新しいビジュアルコミュニケーションを創造します。液晶プロジェクターについては、エプソンはリーディングカンパニーとして高い販売シェアを有していますが、ホームやビジネス向けの既存領域に加え、強化領域である高光束や超短焦点・短焦点モデルでのポジショニングを一層高めるために、ソリューション提案力や販売体制の強化などにより、事業拡大と収益力の向上を図ります。また、スマートグラスについては、人の生活を革新するポテンシャルを持った商品として、シースルーやハンズフリーといった特長を最大限に生かし、コンシューマー向け以外に産業分野でも新たな用途や価値の創出に取り組めます。

<生活の質向上>

生活の質向上においては、高精度のセンシング技術により、人々の生活を豊かにする新しい価値を創造します。エプソンは、リスト型のGPS機能付ランニング機器や脈拍計など、新しいセンシング機器による新規ビジネスの創出を進めてきましたが、引き続き半導体技術と水晶デバイス技術の融合によるセンシング技術およびウオッチ事業で培ったノウハウや技術力を生かし、お客様の豊かな生活基盤を実現していきます。今後、多様化する市場に向けた効率的な商品開発体制の構築に取り組み、また、クラウドの技術も組み合わせることにより、健康・スポーツ・医療の分野で人々の豊かな生活に貢献するウェアラブル機器を提供するとともに、設備やインフラの管理などの産業分野においても全く新しい形の、人や生活に密着したデータを可視化・活用する革新的なツールを創出し、新たな成長ドライバーとしてまいります。

<ものづくり革新>

ものづくり革新においては、ロボティクス技術により、エプソンはスカラロボットや小型6軸ロボットなどの精密組立てロボットの分野でさまざまな生産現場の自動化に貢献してきました。今後、新興国を中心とする労働人口不足や人件費高騰などといった変化が見込まれるなか、エプソンは、先進のロボティクス技術などにより、今まで自動化が困難であった生産工程での生産性を革新するロボットや生産機器を提供し、次世代のものづくりを実現してまいります。

1.9 財産および損益の状況

日本基準

区分	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
売上高 (百万円)	877,997	851,297	1,003,606	—
営業利益 (百万円)	24,626	21,255	84,968	—
経常利益 (百万円)	27,022	17,629	78,121	—
当期純利益 (△損失) (百万円)	5,032	△10,091	83,698	—
総資産 (百万円)	740,769	778,547	865,872	—
純資産 (百万円)	248,140	258,806	351,730	—
自己資本比率	33.3%	33.0%	40.3%	—

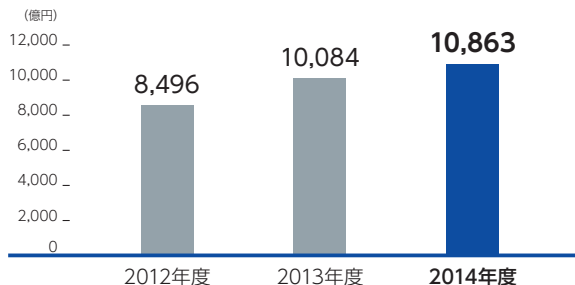
国際会計基準 (IFRS)

区分	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
売上収益 (百万円)	—	849,631	1,008,407	1,086,341
事業利益 (百万円)	—	36,597	90,087	101,275
営業利益 (百万円)	—	29,268	79,549	131,380
親会社の所有者に帰属する 当期利益 (△損失) (百万円)	—	△8,907	84,203	112,560
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	—	245,905	362,371	494,325
資産合計 (百万円)	—	822,365	908,890	1,006,282
親会社所有者帰属持分比率	—	29.9%	39.9%	49.1%

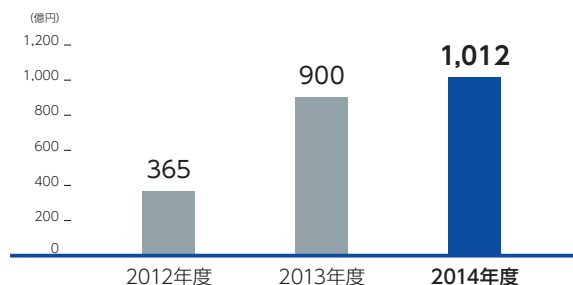
注1. 2014年度から、会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準 (IFRS) に準拠して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに2012年度および2013年度についてもIFRSに準拠した諸数値を記載しております。

注2. 事業利益は、売上収益から売上原価、販売費および一般管理費を控除して算出しており、日本基準の営業利益とほぼ同じ概念です。連結包括利益計算書上に定義されていない指標であるものの、当社の業績を評価する上で有用な情報であると判断し、追加的に開示しております。

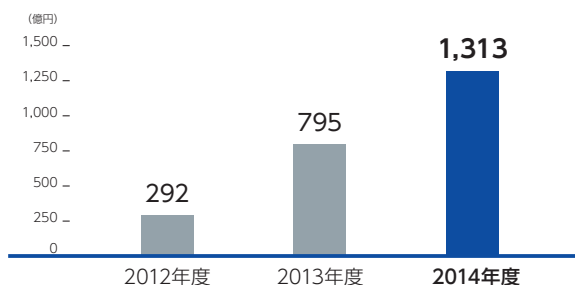
売上収益



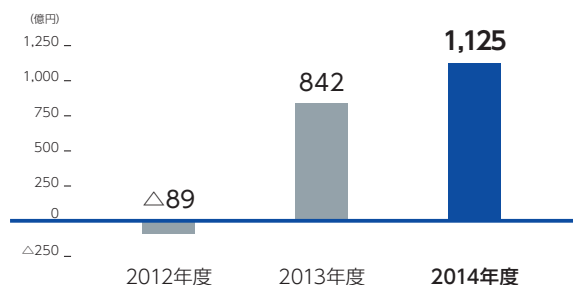
事業利益



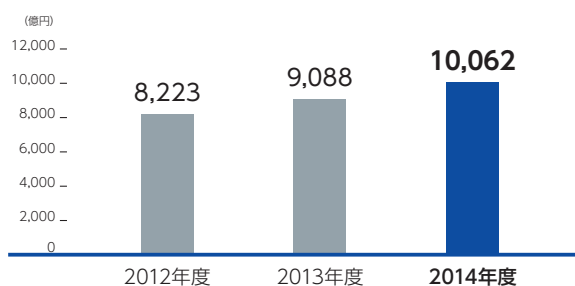
営業利益



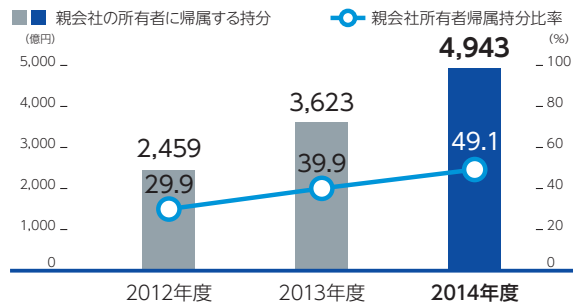
親会社の所有者に帰属する当期利益 (△損失)



資産合計



親会社の所有者に帰属する持分／親会社所有者帰属持分比率



注：本グラフは、IFRSに準拠した数値による推移を示しております。

1.10 重要な親会社および子会社の状況（2015年3月31日現在）

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

	会社名	所在地	資本金	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
日本	エプソン販売株式会社	東京都	百万円 4,000	100.0	情報関連機器および センサー産業機器の販売
	東北エプソン株式会社	山形県	百万円 100	100.0	情報関連機器および デバイス精密機器の製造
	エプソンダイレクト株式会社	長野県	百万円 150	100.0 (100.0)	情報関連機器の販売
	秋田エプソン株式会社	秋田県	百万円 80	100.0	情報関連機器、 デバイス精密機器および センサー産業機器の製造
	オリエント時計株式会社	東京都	百万円 100	100.0	デバイス精密機器の販売
	エプソンアトミックス株式会社	青森県	百万円 450	100.0	デバイス精密機器の製造
	宮崎エプソン株式会社	宮崎県	百万円 100	100.0	デバイス精密機器の製造
北米	U.S. Epson, Inc.	アメリカ	千米ドル 111,941	100.0	持株会社
	Epson America, Inc.	アメリカ	千米ドル 40,000	100.0 (100.0)	地域統括会社 情報関連機器および センサー産業機器の販売
	Epson Electronics America, Inc.	アメリカ	千米ドル 10,000	100.0 (100.0)	デバイス精密機器の販売
	Epson Portland Inc.	アメリカ	千米ドル 31,150	100.0 (100.0)	情報関連機器の製造
	Epson El Paso, Inc.	アメリカ	千米ドル 51,000	100.0 (100.0)	情報関連機器の物流
欧州	Epson Europe B.V.	オランダ	千ユーロ 95,000	100.0	地域統括会社 情報関連機器の販売
	Epson France S.A.	フランス	千ユーロ 4,000	100.0 (100.0)	情報関連機器の販売
	Epson Deutschland GmbH	ドイツ	千ユーロ 5,200	100.0 (100.0)	情報関連機器および センサー産業機器の販売
	Epson Italia s.p.a.	イタリア	千ユーロ 3,000	100.0 (100.0)	情報関連機器の販売
	Epson (U.K.) Ltd.	イギリス	千英ポンド 1,600	100.0 (100.0)	情報関連機器の販売
	Epson Iberica, S.A.	スペイン	千ユーロ 1,900	100.0 (100.0)	情報関連機器の販売

	会社名	所在地	資本金	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
欧州	Epson Telford Ltd.	イギリス	千英ポンド 8,000	100.0 (100.0)	情報関連機器の製造
	Epson Europe Electronics GmbH	ドイツ	千ユーロ 2,000	100.0 (100.0)	デバイス精密機器の販売
アジア・オセアニア	P.T. Indonesia Epson Industry	インドネシア	千米ドル 23,000	100.0	情報関連機器の製造
	Epson Engineering (Shenzhen) Ltd.	中国	千米ドル 56,641	100.0 (100.0)	情報関連機器および センサー産業機器の製造
	Epson Precision (Philippines), Inc.	フィリピン	千米ドル 157,533	100.0	情報関連機器の製造
	Epson (China) Co., Ltd.	中国	百万人民元 1,211	100.0	地域統括会社 情報関連機器および センサー産業機器の販売
	Singapore Epson Industrial Pte. Ltd.	シンガポール	千シンガポールドル 71,700	100.0	デバイス精密機器の製造
	Epson Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	千シンガポールドル 200	100.0	地域統括会社 情報関連機器および デバイス精密機器の販売
	Epson Hong Kong Ltd.	中国	千香港ドル 2,000	100.0	情報関連機器、 デバイス精密機器および センサー産業機器の販売
	Epson Precision Malaysia Sdn. Bhd.	マレーシア	千マレーシアリングギット 16,000	100.0	デバイス精密機器の製造
	Epson Precision (Hong Kong) Ltd.	中国	千米ドル 81,602	100.0	情報関連機器の部品調達
	Epson Taiwan Technology & Trading Ltd.	台湾	千台湾ドル 25,000	100.0	情報関連機器および デバイス精密機器の販売
	Epson Precision (Shenzhen) Ltd.	中国	千米ドル 25,000	100.0 (100.0)	デバイス精密機器の製造
	Epson India Pvt. Ltd.	インド	千インドルピー 108,628	100.0 (100.0)	情報関連機器の販売
	Epson Australia Pty. Ltd.	オーストラリア	千豪ドル 1,000	100.0	情報関連機器の販売
	Tianjin Epson Co., Ltd.	中国	千人民元 172,083	80.0 (80.0)	情報関連機器の製造
	Epson Korea Co., Ltd.	韓国	百万韓国ウォン 1,466	100.0	情報関連機器の販売
	Epson Precision (Johor) Sdn. Bhd.	マレーシア	千マレーシアリングギット 22,800	100.0 (100.0)	デバイス精密機器の製造
	P.T. Epson Batam	インドネシア	千米ドル 7,000	100.0 (100.0)	情報関連機器の製造
	Orient Watch (Shenzhen) Ltd.	中国	千人民元 37,748	100.0 (100.0)	デバイス精密機器の製造

注. 出資比率の（ ）内は、間接所有割合を内書しております。

1.11 主要な営業所および工場（2015年3月31日現在）

エプソンでは、事業部制の連結マネジメントのもと、開発活動については先行研究開発や商品開発を主に当社（本社研究開発部門および事業部研究開発部門）で行い、生産活動および販売活動については、国内外の製造・販売関係会社を中心に展開しております。

<当社>

本店	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
本社	長野県諏訪市大和三丁目3番5号
事業所	広丘事業所（長野県塩尻市）、豊科事業所（長野県安曇野市）、 富士見事業所（長野県諏訪郡富士見町）、諏訪南事業所（長野県諏訪郡富士見町）、 塩尻事業所（長野県塩尻市）、松本南事業所（長野県松本市）、村井事業所（長野県松本市）、 伊那事業所（長野県上伊那郡箕輪町）、松本事業所（長野県松本市）、 神林事業所（長野県松本市）、日野事業所（東京都日野市）、酒田事業所（山形県酒田市）、 千歳事業所（北海道千歳市）

<子会社>

詳細は、「1.10 重要な親会社および子会社の状況」をご参照ください。

1.12 従業員の状況（2015年3月31日現在）

区分	従業員数（名）	前期比（名）
情報関連機器事業	52,010	△3,094
デバイス精密機器事業	12,787	△936
センサー産業機器事業	1,246	49
その他	306	54
全社（共通）	3,529	634
合計	69,878	△3,293

注1．従業員数は、就業人員数です。

注2．全社（共通）として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものです。

注3．情報関連機器事業の主な減少要因は、海外製造子会社における生産変動への対応によるものです。

1.13 主要な借入先（2015年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社みずほ銀行	52,971
株式会社三菱東京UFJ銀行	20,572
株式会社八十二銀行	5,320
三菱UFJ信託銀行株式会社	5,240

注．借入額には、各行の海外現地法人などからの借入を一部含んでおります。

1.14 現況に関するその他の重要な事実

（１）保有不動産の売却について

当社は、2015年3月に、経営資源の効率化および財務体質のさらなる強化を目的として、当社が保有していた「エプソン大阪ビル」（大阪府大阪市）の土地および建物を売却しました。

（２）液晶ディスプレイの価格カルテル嫌疑について

エプソンは、2009年に米国で刑事手続きが終了した液晶ディスプレイの価格カルテル嫌疑について、米国の取引先などから民事訴訟を提起されております。また、欧州委員会その他の競争法関係当局による調査を受けております。

（３）ドイツにおける著作権料に関する訴訟について

ドイツの著作権料徴収団体Verwertungsgesellschaft Wortによって、デジタル機器を輸入販売する各社に対し著作権料の支払いを求める一連の訴訟が提起されております。2011年に連邦最高裁判所は、本件を欧州司法裁判所に付託する手続きをとり、2013年6月に欧州司法裁判所は、EU加盟国がプリンターやPCの製造業者に対して著作権料を課すことを認める旨の判断を示しました。これを受け、2014年7月に連邦最高裁判所においても、プリンターやPCが著作権料の賦課対象であるとの判決があり、具体的な著作権料率に関して、ドイツ高等裁判所にて再審理が開始されております。

（４）ベルギーにおける著作権料に関する訴訟について

当社連結子会社のEpson Europe B.V.（以下「EEB」という。）は、2010年にベルギーにおける著作権料徴収団体であるLa SCRL REPROBEL（以下「REPROBEL」という。）に対して、マルチファンクションプリンターに関する著作権料の返還などを求める民事訴訟を提起しました。その後、REPROBELがEEBを提訴したことにより、これら二つの訴訟は併合され、かかる訴訟の第1審ではEEBの主張を棄却する判決がなされましたが、EEBは、これを不服として上訴する方針です。

2. 会社の株式に関する事項（2015年3月31日現在）

当社は、2015年4月1日をもって当社普通株式1株を2株に分割しており、同日付をもって発行可能株式総数は1,214,916,736株、発行済株式の総数は399,634,778株となっております。なお、下記は当事業年度末日時点における株式数で記載しております。

2.1 発行可能株式総数 607,458,368株

2.2 発行済株式の総数 199,817,389株（自己株式20,928,657株を含む）

2.3 株主数 50,129名

2.4 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
三光起業株式会社	10,000,000	5.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,851,000	4.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,793,200	4.35
セイコーホールディングス株式会社	6,000,000	3.35
服部 靖夫	5,966,306	3.33
服部 勲	5,599,968	3.13
第一生命保険株式会社	4,368,000	2.44
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口	4,076,900	2.27
セイコーエプソン従業員持株会	3,886,158	2.17
日本碍子株式会社	3,450,000	1.92

注. 当社は、自己株式20,928,657株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

4.1 取締役および監査役の氏名等（2015年3月31日現在）

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
碓 井 稔	代 表 取 締 役 社 長	
濱 典 幸	代 表 取 締 役 専 務 取 締 役 コンプライアンス担当取締役	経営管理本部長 兼 コンプライアンス室長
井 上 茂 樹	常 務 取 締 役	事業基盤強化本部長 兼 知的財産本部長
福 島 米 春	取 締 役	センサー産業機器事業セグメント担当 兼 技術開発本部長
久保田 孝 一	取 締 役	プリンター事業部長
奥 村 資 紀	取 締 役	機器要素技術開発本部長
渡 辺 潤 一	取 締 役	ビジュアルプロダクツ事業部長
川 名 政 幸	取 締 役	人事本部長
青 木 利 晴	取 締 役	
大 宮 英 明	取 締 役	
久保田 健 二	常 勤 監 査 役	
平 野 精 一	常 勤 監 査 役	
山 本 恵 朗	監 査 役	
宮 原 賢 次	監 査 役	
奈 良 道 博	監 査 役	

注1. 青木利晴氏および大宮英明氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

注2. 山本恵朗氏、宮原賢次氏および奈良道博氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

注3. 社外役員の重要な兼職の状況は、後記「4.3 社外役員に関する事項」に記載しております。

注4. 奥村資紀氏、渡辺潤一氏、川名政幸氏および大宮英明氏は、2014年6月24日の定時株主総会において取締役に選任され、就任しました。

注5. 矢島虎雄氏は、2014年6月24日の定時株主総会終結の時をもって、辞任により監査役を退任しました。

注6．久保田健二氏および平野精一氏は、2014年6月24日の定時株主総会において監査役に選任され、就任しました。

注7．常勤監査役の久保田健二氏は、当社財務経理部門において長年にわたる経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

注8．2014年6月24日の定時株主総会終結の日の翌日から当事業年度末日時点までの役員の地位および担当の異動は、次のとおりです。

氏名	新地位	新担当	旧地位	旧担当	異動年月日
福 島 米 春	異動なし	センサー産業機器事業セグメント担当 兼 技術開発本部長	異動なし	技術開発本部長	2014年10月1日

注9．当事業年度末日後の役員の地位および担当の異動は、次のとおりです。

氏名	新地位	新担当	旧地位	旧担当	異動年月日
福 島 米 春	異動なし	ロボティクスソリューションズ事業部長 兼 技術開発本部長	異動なし	センサー産業機器事業セグメント担当 兼 技術開発本部長	2015年4月1日

注10．2015年3月31日現在の業務執行役員の状況は、次のとおりです。

氏名	地位	担当
John Lang	業務執行役員常務	Epson America, Inc. 社長
羽 片 忠 明	業務執行役員常務	Epson Precision (Philippines), Inc. 社長
小 池 清 文	業 務 執 行 役 員	Epson (China) Co., Ltd. 董事長
遠 藤 鋼 一	業 務 執 行 役 員	Epson Singapore Pte. Ltd. マネージングダイレクター
北 松 康 和	業 務 執 行 役 員	商業プリンター事業部長
島 田 英 輝	業 務 執 行 役 員	プリンター事業部副事業部長（生産技術・品質保証・生産管理担当）
北 村 政 幸	業 務 執 行 役 員	マイクロデバイス事業部長
深 石 明 宏	業 務 執 行 役 員	ビジネスシステム事業部長
村 田 すなお	業 務 執 行 役 員	IT推進本部長
森 山 佳 行	業 務 執 行 役 員	センシングシステム事業部長
高 畑 俊 哉	業 務 執 行 役 員	プリンター事業部副事業部長（企画・設計担当）
北 原 強	業 務 執 行 役 員	インダストリアルソリューションズ事業部長
佐 伯 直 幸	業 務 執 行 役 員	エプソン販売株式会社代表取締役社長

- (1) 村田すなお氏、森山佳行氏、高畑俊哉氏、北原強氏および佐伯直幸氏は、2014年6月24日をもって業務執行役員に就任しました。
- (2) 2014年6月24日の定時株主総会終結の日の翌日から当事業年度末日時点までの業務執行役員の地位および担当の異動は、次のとおりです。

氏名	新地位	新担当	旧地位	旧担当	異動年月日
羽 片 忠 明	異動なし	事業基盤強化本部副本部長（海外製造現法担当）	異動なし	Epson America, Inc. 副社長	2015年1月1日
羽 片 忠 明	異動なし	Epson Precision (Philippines), Inc. 社長	異動なし	事業基盤強化本部副本部長（海外製造現法担当）	2015年3月21日

- (3) 当事業年度末日後の業務執行役員の地位および担当の異動は、次のとおりです。

氏名	新地位	新担当	旧地位	旧担当	異動年月日
北 松 康 和	異動なし	技術開発本部副本部長（生産技術担当）	異動なし	商業プリンター事業部長	2015年4月1日
深 石 明 宏	異動なし	プロフェッショナルプリンティング事業部副事業部長（販売・生産管理担当）	異動なし	ビジネスシステム事業部長	2015年4月1日
村 田 すなお	異動なし	プロフェッショナルプリンティング事業部長	異動なし	IT推進本部長	2015年4月1日
森 山 佳 行	異動なし	ウェアラブル機器事業部長	異動なし	センシングシステム事業部長	2015年4月1日
高 畑 俊 哉	異動なし	知的財産本部副本部長（特許技術担当）	異動なし	プリンター事業部副事業部長（企画・設計担当）	2015年4月1日
北 原 強	異動なし	技術開発本部副本部長（産業系要素開発担当）	異動なし	インダストリアルソリューションズ事業部長	2015年4月1日

4.2 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員 (名)	基本報酬 (百万円)	賞与 (百万円)	合計 (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	13 (2)	356 (26)	99 (-)	456 (26)
監査役 (うち社外監査役)	7 (3)	106 (44)		106 (44)
合計	20	463	99	563

注1. 上記には、2014年6月24日の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名、監査役2名を含んでおります。

注2. 報酬と株主価値との連動性を高める観点から株価連動型報酬（株式取得報酬）を導入しており、基本報酬の一部を当社株式の取得に充てております。

注3. 2001年6月26日の定時株主総会の決議により、取締役の基本報酬の月額は70百万円以内、監査役の基本報酬の月額12百万円以内とされております。

注4. 上記支給額には、2015年6月25日の定時株主総会に付議予定の取締役賞与支給議案が承認された場合の取締役賞与99百万円（社外取締役を除く取締役8名に対する支払予定額）が含まれております。なお、監査役賞与制度はありません。

注5. 2006年6月23日の定時株主総会の役員退職慰労金打ち切り支給決議に基づき、2014年6月24日の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対して、慰労金41百万円を支払っております。

注6. ストックオプションは付与しておりません。

4.3 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職の状況および当社と兼職先との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況
社 外 取 締 役	青 木 利 晴	該当事項なし
	大 宮 英 明	三菱重工業株式会社 取締役会長 一般社団法人日本経済団体連合会 副会長
社 外 監 査 役	山 本 恵 朗	株式会社クレディセゾン 監査役
	宮 原 賢 次	該当事項なし
	奈 良 道 博	弁護士 王子ホールディングス株式会社 社外取締役

注. 各社外役員の重要な兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

各社外取締役は、当事業年度に開催された取締役会において積極的に発言しております。その発言内容は、議案の説明に対する質問に加え、企業経営に精通した経営者の観点からの経営全般にわたる課題の指摘や助言・提言などです。

各社外監査役は、当事業年度に開催された取締役会および監査役会において積極的に発言しております。その発言内容は、議案の説明に対する質問、審議のプロセスの確認などに加え、自身の経験に照らして新たな視点を提供する趣旨の発言などです。

なお、各社外役員の取締役会および監査役会への出席状況は、次のとおりです。

区分	氏名	取締役会出席回数 (出席率)	監査役会出席回数 (出席率)
社 外 取 締 役	青 木 利 晴	13回中13回 (100%)	
	大 宮 英 明	10回中8回 (80.0%)	
社 外 監 査 役	山 本 恵 朗	13回中11回 (84.6%)	16回中15回 (93.7%)
	宮 原 賢 次	13回中12回 (92.3%)	16回中16回 (100%)
	奈 良 道 博	13回中11回 (84.6%)	16回中15回 (93.7%)

注. 大宮英明氏の取締役会への出席回数は、2014年6月24日の定時株主総会での選任以降に開催された10回について集計しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員の全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となっております。

5. 会計監査人の状況

5.1 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

5.2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額（百万円）
①当社が公認会計士法第2条第1項の業務の対価として支払うべき会計監査人の報酬等の額	150
②当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	221

- 注1．当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の支払額にはこれらの合計額を記載しております。
- 注2．当社は、会計監査人との間で公認会計士法第2条第1項の業務以外に、各種アドバイザリー業務などの対価を支払っております。
- 注3．当社の重要な子会社のうち、海外子会社31社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

5.3 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、会計監査人が法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性等の観点から適正な監査の遂行に支障を及ぼすと判断される場合、その他解任または不再任が適当と認められる場合は、監査役会はその決議により、解任または不再任の議案を株主総会に提出することを決定します。

6. 内部統制システム（企業集団における業務の適正を確保するための体制）

当社は、2015年4月30日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針を一部改定する決議をしております。改定後の基本方針の内容は次のとおりです。

当社は、経営理念を経営上の最上位概念として捉え、これを実現するために「企業行動原則」を定め、子会社を含むグループ全体で共有するよう努めている。内部統制システム（企業集団における業務の適正を確保するための体制）の基本方針を以下のとおり定め、グループ全体の内部統制システムを整備する。

1. コンプライアンス

- (1) 「経営理念」の実践原則として「企業行動原則」を定め、その基本骨格であるコンプライアンスの基本事項を定めるコンプライアンス基本規程を制定し、組織体制等を定める。
- (2) コンプライアンス担当取締役（CCO）を選任し、コンプライアンスにおける業務執行全般を監督・監視する体制とする。
- (3) 取締役会の諮問機関として、CCOを委員長とし社外役員・監査役ならびに取締役会が指名する取締役で構成する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス活動の重要事項について随時および定期的に報告を受け審議し、その結果を取締役会へ報告・意見具申する。
- (4) コンプライアンスの推進・徹底は社長指揮のもと、グループ共通のテーマについては本社各主管部門が各事業部門および子会社と協働してグローバルに推進し、各事業の個別のテーマについては、事業部長が担当事業に関する子会社を含めた活動を推進する体制とする。また、コンプライアンス専任部門がコンプライアンス推進全般をモニタリングおよび是正・調整することにより、コンプライアンス活動の網羅性・実効性を高める。
- (5) 子会社を含むグループ全体のコンプライアンス推進・徹底上の重要事項については、社長の諮問機関であり取締役で構成する経営戦略会議において法令・社内規程・企業倫理遵守に関する活動の推進状況、重点領域の取り組み状況等について多面的に審議することにより、コンプライアンスの実効性の確保に努める。
- (6) 子会社を含め、実効性の高い内部通報制度の整備・運用に努める。従業員がコンプライアンスに反する行為を発見した時は、内部通報窓口をはじめ、その他の各種相談窓口に通報する。また、通報した者が、通報したことを理由として、不利な取り扱いを受けない体制とし、相談・通報事案は、通報者が特定されない形で当社の監査役、コンプライアンス委員会および経営戦略会議に報告する。
- (7) 社員向けWeb研修等の各種社内教育を、子会社従業員を含めて実施することにより、リーガルマインドの浸透に努める。
- (8) 社長は、定期的に取締役会にコンプライアンスの執行状況に関する重要事項を報告するとともに、必要に応じ対策を講ずる。
- (9) 「反社会的勢力」とは一切関わらない旨を「企業行動原則」に定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し毅然とした行動をとることにより関係排除に取り組む。

2. 業務執行体制

- (1) 長期ビジョンおよび中期経営計画を策定し、グループ全体の中長期的な目標を明確にする。
- (2) 組織管理規程・職務権限規程・業務分掌規程ならびに関係会社管理規程を制定し、グループ全体の権限配分を網羅的に定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築する。
- (3) 執行に携わる者は、取締役会に対して、3ヶ月に1回以上、以下に定める事項について報告を行う。
 - ア. 業績の状況および今後の業績見通しに関する事項
 - イ. リスク管理の対応状況
 - ウ. 重要な業務執行の状況

3. リスクマネジメント

- (1) 子会社を含むグループ全体のリスク管理体制を定めるリスク管理基本規程を制定し、組織体制、リスク管理の方法等の基本事項を定める。
- (2) 子会社を含むグループ全体のリスク管理の総括責任者を社長とし、グループ共通のリスク管理については本社主管部門が各事業部門および子会社と協働してグローバルに推進し、各事業固有のリスク管理については事業部長が担当事業に関する子会社を含めて推進する体制とする。さらにリスク管理を統括する部門を設置し、グループ全体のリスク管理全般をモニタリングおよび是正・調整し、リスク管理活動の実効性を確保する。

- (3) 会社に著しい影響を与え得る重要なリスクについては、経営戦略会議においてリスクの抽出・特定・制御活動等について機動的・多面的に審議することにより、リスク管理の実効性の確保に努める。また、重要リスク発現時には、所定の危機管理プログラムに従い社長の指揮下で全社的に速やかな初動対応をとる体制とする。
- (4) 社長は、定期的に取り締役にリスク管理に関する重要事項を報告するとともに、必要に応じ対策を講ずる。

4. 企業集団における業務の適正性確保

- (1) グループマネジメントの基本を「商品別事業部制による事業部長の世界連結責任体制と、本社主管機能のグローバル責任体制」とし、事業オペレーション機能を担う子会社の業務執行体制の整備に関する責任は各事業部門の責任者が負い、グループ共通のコーポレート機能等については本社の各主管部門の責任者が責任を負うことにより、子会社を含めた企業集団における業務の適正化に努める。
- (2) 関係会社管理規程において、子会社の業務執行の一部について親会社である当社への事前承認または報告事項を定めて義務付けるとともに、一定基準を満たすものについては、当社の取締役会付議事項とすることにより、グループとして統制のとれた業務執行が行える体制とする。また、特定の地域においては、複数の子会社を統括する地域統括会社を定めることにより、グループ全体における業務執行の適正化・効率化に努める。

- (3) 内部監査基本規程に基づき、内部監査部門は子会社を含むグループ全体の監査を実施することにより、子会社を含めたグループ全体における内部監査の強化、充実に努める。

5. 職務の執行に関する情報の保存および管理

- (1) 職務の執行に係る情報の保存および管理については、文書管理規程、稟議規程、契約書管理規程、その他関連規程に従って行い、取締役および監査役はこれらの文書等を常時閲覧できる体制とする。
- (2) 情報セキュリティ基本規程に基づき子会社も含めた社内情報について機密度に応じて適切に管理することにより、情報漏洩の防止に努める。

6. 監査体制

- (1) 監査役は監査役監査規程に基づき、職務の遂行上必要と判断した場合は、取締役および使用人からヒアリング等を実施することができる。
- (2) 監査役が経営戦略会議、経営会議などの執行サイドの重要会議に出席することができ、取締役と同レベルの情報に基づいた監査が実施できる体制とする。また、監査役に対し重要決裁書類を定期的に回付する。

- (3) 監査業務を補助するため監査役室を設置し、専属の使用人を配置する。当該使用人の人事異動・人事評価等は、監査役の同意を得る。また、監査業務に必要な専属の使用人の員数や専門性が欠けている場合等、監査役による監査の実効性を妨げる特段の事情が認められる場合は、監査役は代表取締役あるいは取締役会に対して必要な要請を行うことができる。
- (4) 監査役は監査役監査規程に基づき、取締役および内部監査部門等から、子会社を含めたグループ全体の管理の状況について報告または説明を受け、関係資料を閲覧することができる。また、監査役は必要に応じて、子会社の取締役、監査役および内部監査部門等に対し、当該子会社の管理の状況について報告を求めることができる。
- (5) 監査役は内部監査部門および会計監査人との協議を定期的に行い、監査の実効性を高めるよう努める。
- (6) 監査役と代表取締役の定期的な会合を持つことにより、監査役自らが業務執行の状況を直接把握できる体制とする。
- (7) 監査役の職務執行に必要な費用は、あらかじめ適切に予算を計上する。ただし、緊急または臨時に生じる監査役の職務執行に必要な費用については、都度速やかに前払または償還する。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を次のとおり定めております。

7.1 基本方針の概要

当社は、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。

当社は、企業価値や株主共同の利益を確保・向上させていくためには、役職員が一体となって価値創造に向けて取り組むことや、創業以来の風土を大切にしながら創造と挑戦を続けていくこと、お客様の信頼を維

持・獲得していくことが不可欠と考えております。

しかし、株式の大量取得行為のなかには、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在します。当社は、このような不適切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

7.2 基本方針の実現に資する取組みの概要

（１）基本方針の実現に資する特別な取組み

2013年度を初年度とする「SE15後期 新中期経営計画」では、長期ビジョン「SE15」で掲げた戦略の基本的な方向性は堅持しつつ、「売上高成長を過度に追わず、着実に利益を生み出すマネジメントの推進」を基本とし、安定的な利益およびキャッシュの創出を最優先した経営を行っております。

今後、エプソンは独自の強みを発揮できる領域に経営資源を集中し、事業領域の拡大や次世代を担う新規事業の強化を図ることにより、再び力強く成長する企業への転換を進めてまいります。

（２）基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、2008年6月の定時株主総会において導入し、2011年6月の定時株主総会において更新した当社株式の大量取得行為に関する対応策について、2014年6月24日の定時株主総会において、旧対応策を形式的な文言の修正をしたうえで更新することについて株主の皆様のご承認をいただきました（以下、更新後のプランを「本プラン」という。）。

本プランは、当社株券等に対する大量買付が行われた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間および情報を確保するとともに、株主の皆様のために、大量買付者と協議交渉などを行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止することを目的としております。具体的には、当社の発行済株式総数の20%以上となる株券等の買付または公開買付けを実施しようとする買付者に、意向表明書ならびに株主の皆様への判断および特別委員会の評価・検討等のため必要かつ十分な情報を事前に当社取締役会へ提出すること、本プランに定める手続きを遵守することを求めています。そのうえで、当該買付行為が、

本プランに従わない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を侵害する買付であると判断された場合は、当該買付行為を阻止するための対抗措置を発動するプランとなっております。

一方、当社取締役会は、対抗措置の発動について、取締役会の恣意的判断を排除するため、独立性の高い社外者などから構成される特別委員会の判断を経ることとしております。特別委員会は、買付内容の検討、当社取締役会への代替案などの情報の請求、株主の皆様への情報開示、買付者との交渉などを行います。特別委員会は、対抗措置発動の要否を当社取締役会に勧告し、当社取締役会はその勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動に関する決議を速やかに行うこととしております。

7.3 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記の「基本方針の実現に資する特別な取組み」は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

また、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入（更新）されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで導入（更新）されたものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、当社経営陣から独立性の高い者のみから構

成される特別委員会が設置されており、対抗措置の発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができることとされていること、有効期間が導入（更新）から約3年と定められたうえで、取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結財政状態計算書 (2015年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資 産 の 部】		【負 債 の 部】	
流動資産	650,383	流動負債	355,442
現金及び現金同等物	245,330	仕入債務及びその他の債務	140,047
売上債権及びその他の債権	167,482	未払法人所得税	8,384
棚卸資産	220,426	その他の金融負債	75,745
未収法人所得税	1,963	引当金	24,322
その他の金融資産	3,544	その他の流動負債	106,942
その他の流動資産	11,539	非流動負債	153,531
小計	650,287	その他の金融負債	112,466
売却目的で保有する非流動資産	96	退職給付に係る負債	31,234
非流動資産	355,898	引当金	6,141
有形固定資産	227,257	その他の非流動負債	2,977
無形資産	19,170	繰延税金負債	711
投資不動産	4,758	負債合計	508,973
持分法で会計処理されている投資	3,232	【資 本 の 部】	
退職給付に係る資産	7	親会社の所有者に帰属する持分	494,325
その他の金融資産	25,345	資本金	53,204
その他の非流動資産	5,958	資本剰余金	84,321
繰延税金資産	70,168	自己株式	△20,464
資産合計	1,006,282	その他の資本の構成要素	83,073
		利益剰余金	294,191
		非支配持分	2,982
		資本合計	497,308
		負債及び資本合計	1,006,282

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結包括利益計算書 (2014年4月1日から2015年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上収益		1,086,341
売上原価		△690,416
売上総利益		395,924
販売費及び一般管理費	△294,648	
その他の営業収益	39,907	
その他の営業費用	△9,802	△264,544
営業利益		131,380
金融収益	3,268	
金融費用	△2,320	
持分法による投資利益	207	1,155
税引前利益		132,536
法人所得税費用		△18,631
継続事業からの当期利益		113,904
非継続事業からの当期損失		△1,118
当期利益		112,785
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目		
確定給付制度の負債(資産)の純額の再測定	△1,512	
その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動	2,121	608
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	30,113	
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の変動の有効部分	1,718	
持分法適用会社に対する持分相当額	257	32,089
税引後その他の包括利益合計		32,698
当期包括利益合計		145,483
当期利益の帰属		
親会社の所有者	112,560	
非支配持分	225	112,785
当期包括利益の帰属		
親会社の所有者	144,841	
非支配持分	642	145,483

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書 (2014年4月1日から2015年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素		
				確定給付制度の負債（資産）の純額の再測定	その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動	在外営業活動体の換算差額
2014年4月1日 残高	53,204	84,321	△20,457	—	5,332	45,046
当期利益	—	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	△1,512	2,253	29,821
当期包括利益合計	—	—	—	△1,512	2,253	29,821
自己株式の取得	—	—	△6	—	—	—
配当金	—	—	—	—	—	—
子会社の取得	—	—	—	—	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	—	1,512	△436	—
所有者との取引額等合計	—	—	△6	1,512	△436	—
2015年3月31日 残高	53,204	84,321	△20,464	—	7,149	74,868

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素		利益剰余金	合計		
	キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の変動の有効部分	合計				
2014年4月1日 残高	△662	49,716	195,587	362,371	2,385	364,757
当期利益	—	—	112,560	112,560	225	112,785
その他の包括利益	1,718	32,281	—	32,281	416	32,698
当期包括利益合計	1,718	32,281	112,560	144,841	642	145,483
自己株式の取得	—	—	—	△6	—	△6
配当金	—	—	△12,880	△12,880	△95	△12,975
子会社の取得	—	—	—	—	50	50
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	1,075	△1,075	—	—	—
所有者との取引額等合計	—	1,075	△13,955	△12,887	△45	△12,932
2015年3月31日 残高	1,055	83,073	294,191	494,325	2,982	497,308

注．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2015年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資 産 の 部】		【負 債 の 部】	
流動資産	406,330	流動負債	231,587
現金及び預金	14,512	支払手形	5,175
受取手形	614	買掛金	111,291
売掛金	145,319	1年内償還予定の社債	40,000
有価証券	126,000	リース債務	22
商品及び製品	5,767	未払金	38,131
仕掛品	13,340	未払費用	7,336
原材料及び貯蔵品	17,152	未払法人税等	3,545
繰延税金資産	17,562	預り金	5,495
短期貸付金	52,267	賞与引当金	17,629
未収入金	27,621	役員賞与引当金	99
その他	7,444	製品保証引当金	1,568
貸倒引当金	△21,273	その他	1,289
固定資産	303,350	固定負債	141,731
(有形固定資産)	(125,745)	社債	60,000
建物	47,902	長期借入金	50,500
構築物	2,437	リース債務	13
機械及び装置	31,984	退職給付引当金	28,859
車両運搬具	43	製品保証引当金	130
工具、器具及び備品	6,057	資産除去債務	946
土地	36,089	その他	1,281
建設仮勘定	1,212	負債合計	373,318
その他	17	【純 資 産 の 部】	
(無形固定資産)	(10,010)	株主資本	328,184
ソフトウェア	6,729	資本金	53,204
その他	3,280	資本剰余金	84,321
(投資その他の資産)	(167,594)	資本準備金	84,321
投資有価証券	15,925	利益剰余金	211,124
関係会社株式	128,039	利益準備金	3,132
長期前払費用	908	その他利益剰余金	207,991
繰延税金資産	20,951	繰越利益剰余金	207,991
その他	1,802	自己株式	△20,464
貸倒引当金	△33	評価・換算差額等	8,177
資産合計	709,680	その他有価証券評価差額金	7,161
		繰延ヘッジ損益	1,016
		純資産合計	336,362
		負債純資産合計	709,680

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2014年4月1日から2015年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		798,623
売上原価		690,201
売上総利益		108,422
販売費及び一般管理費		58,046
営業利益		50,375
営業外収益		
受取利息及び配当金	34,270	
為替差益	1,188	
その他	3,316	38,775
営業外費用		
支払利息	1,032	
その他	2,633	3,665
経常利益		85,484
特別利益		
固定資産売却益	325	
貸倒引当金戻入額	5,324	
子会社清算益	1,135	
受取補償金	1,000	
その他	74	7,859
特別損失		
固定資産売却損	1,148	
固定資産除却損	347	
減損損失	2,892	
その他	491	4,880
税引前当期純利益		88,463
法人税、住民税及び事業税	12,167	
法人税等調整額	△17,514	△5,347
当期純利益		93,810

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2014年4月1日から2015年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2014年4月1日残高	53,204	84,321	3,132	136,604	139,737	△20,457	256,804
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	△9,543	△9,543	—	△9,543
会計方針の変更を反映した2014年4月1日残高	53,204	84,321	3,132	127,060	130,193	△20,457	247,260
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	△12,880	△12,880	—	△12,880
当期純利益	—	—	—	93,810	93,810	—	93,810
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△6	△6
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	80,930	80,930	△6	80,923
2015年3月31日残高	53,204	84,321	3,132	207,991	211,124	△20,464	328,184

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
2014年4月1日残高	5,378	△1,034	4,344	261,149
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	△9,543
会計方針の変更を反映した2014年4月1日残高	5,378	△1,034	4,344	251,605
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△12,880
当期純利益	—	—	—	93,810
自己株式の取得	—	—	—	△6
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	1,783	2,050	3,833	3,833
事業年度中の変動額合計	1,783	2,050	3,833	84,757
2015年3月31日残高	7,161	1,016	8,177	336,362

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2015年4月30日

セイコーエプソン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡 邊 秀 俊	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 元 清 二	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 崎 隆 浩	㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セイコーエプソン株式会社の2014年4月1日から2015年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、セイコーエプソン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2015年4月30日

セイコーエプソン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 渡 邊 秀 俊 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山 元 清 二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山 崎 隆 浩 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セイコーエプソン株式会社の2014年4月1日から2015年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2014年4月1日から2015年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2015年5月8日

セイコーエプソン株式会社 監査役会

常勤監査役 久保田 健 二 ㊟

常勤監査役 平 野 精 一 ㊟

社外監査役 山 本 恵 朗 ㊟

社外監査役 宮 原 賢 次 ㊟

社外監査役 奈 良 道 博 ㊟

以 上

株主各位

第73回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

連 結 注 記 表
個 別 注 記 表

(2014年4月1日から2015年3月31日まで)

セイコーエプソン株式会社

「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結計算書類の作成基準

当社および当社の関係会社（以下「エプソン」という。）の連結計算書類は、当連結会計年度より会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、同項後段の規定により、IFRSにより求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

88社

主要な連結子会社は次のとおりであります。

エプソン販売株式会社

エプソンダイレクト株式会社

オリエント時計株式会社

宮崎エプソン株式会社

東北エプソン株式会社

秋田エプソン株式会社

エプソンアトミックス株式会社

U.S. Epson, Inc.

Epson America, Inc.

Epson Electronics America, Inc.

Epson Portland Inc.

Epson El Paso, Inc.

Epson Europe B.V.

Epson (U.K.) Ltd.

Epson Deutschland GmbH

Epson Europe Electronics GmbH

Epson France S.A.

Epson Italia s.p.a.

Epson Iberica, S.A.

Epson Telford Ltd.

Epson (China) Co., Ltd.

Epson Korea Co., Ltd.

Epson Hong Kong Ltd.

Epson Taiwan Technology & Trading Ltd.

Epson Singapore Pte. Ltd.

Epson Australia Pty. Ltd.

Epson India Pvt. Ltd.

Tianjin Epson Co., Ltd.

Epson Precision (Hong Kong) Ltd.

Epson Engineering (Shenzhen) Ltd.

Epson Precision (Shenzhen) Ltd.

Orient Watch (Shenzhen) Ltd.

Singapore Epson Industrial Pte. Ltd.

P.T. Epson Batam

P.T. Indonesia Epson Industry

Epson Precision (Philippines), Inc.

Epson Precision Malaysia Sdn. Bhd.

Epson Precision (Johor) Sdn. Bhd.

(連結子会社の変動理由)

(増加 4 社)

新規設立によるもの 2 社

Epsodecua Cia. Ltda.

Epson Panama SRL.

株式の新規取得によるもの 1 社

K-SUN Corporation

株式の追加取得にともなう持分法適用関連会社からの移行によるもの 1 社

アヴァシス株式会社

(減少 3 社)

清算によるもの 3 社

Epson Trading S.A.

Epson (Shanghai) Information Equipment Co., Ltd.

Epson (Beijing) Technology Service Co., Ltd.

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用している関連会社は次の 5 社であります。

エプソン日新トラベルソリューションズ株式会社

Time Module (Hong Kong) Ltd.

TekCare corporation

Shanghai Epson Magnetics Co.,Ltd.

For.Tex S.r.l

(持分法適用関連会社の変動理由)

(減少 1 社)

株式の追加取得にともなう連結子会社への移行によるもの 1 社

アヴァシス株式会社

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

一部の在外連結子会社の決算日は12月31日であり、連結計算書類作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

5. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

① デリバティブ以外の金融資産

(i) 当初認識および測定

金融資産は、当初認識時に、償却原価で測定する金融資産と公正価値で測定する金融資産に分類しております。

金融資産は、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類し、それ以外の場合には公正価値で測定する金融資産へ分類しております。

(a) 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

(b) 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

公正価値で測定する金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有する資本性金融商品を除き、資本性金融商品ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合を除き、公正価値に、当該金融資産に直接帰属する取引費用を加算した金額で当初認識しております。

金融資産のうち、営業債権およびその他の債権は、これらの発生日に当初認識しております。その他のすべての金融資産は、当該金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) その他の金融資産

償却原価により測定する金融資産以外の金融資産は公正価値で測定しております。

公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動はその他の包括利益として認識し、認識を中止した場合、あるいは公正価値が著しく下落した場合には利益剰余金に振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については各連結会計年度の純損益として認識しております。

(iii) 認識の中止

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値を実質的にすべて移転する取引において、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、認識を中止しております。

(iv) 減損

償却原価で測定する金融資産については、各連結会計年度ごとに減損の客観的証拠の有無を検討しております。減損の客観的証拠には、債務者または債務者グループの重大な財政状態の悪化、元金の支払に対する債務不履行や延滞、債務者の破産等を含んでおります。

減損の客観的な証拠の有無は、個別に重要な場合は個別評価、個別に重要でない場合は集学的評価により検討しております。

減損の客観的な証拠がある場合、減損損失の金額は、当該資産の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定しております。

減損が認識された償却原価で測定する金融資産の帳簿価額は貸倒引当金を通じて減額し、減損損失を純損益にて認識しており、将来の回収を現実的に見込めず、すべての担保が実現または当社グループに移転されたときに、直接減額しております。減損認識後に生じた事象により、減損損失が減少する場合は、減損損失の減少額を貸倒引当金を通じて純損益にて戻し入れております。

② デリバティブ

エプソンは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約取引および直物為替先渡取引（NDF）等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初認識され、その後も公正価値で事後測定しております。

デリバティブの公正価値の変動は連結包括利益計算書において純損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジおよび在外営業活動体の純投資ヘッジの有効部分は連結包括利益計算書においてその他の包括利益として認識しております。

③ 棚卸資産

棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費、および棚卸資産が現在の場所および状態に至るまでに発生したその他のすべての原価を含んでおります。

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定し、原価の算定にあたっては、主として総平均法を使用しております。また、正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から、完成に要する見積原価および販売に要する見積費用を控除して算定しております。

(2) 資産の減価償却または償却の方法

① 有形固定資産

土地等の償却を行わない資産を除き、各資産はそれぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却を行っております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物：10～35年
- ・機械装置及び運搬具：2～12年

なお、見積耐用年数、減価償却方法および残存価額は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって調整しております。

② のれん以外の無形資産

耐用年数を確定できる無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却しております。耐用年数を確定できる無形資産の見積耐用年数および償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって調整しております。

耐用年数を確定できる無形資産の主な見積耐用年数は、以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア：3～5年

耐用年数を確定できない無形資産および未だ使用可能でない無形資産については、償却を行っておりません。

③ リース資産

リース資産は、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

④ 投資不動産

投資不動産は、見積耐用年数にわたって定額法で減価償却を行っております。主要な投資不動産の見積耐用年数は35年であります。

(3) 引当金の計上基準

エプソンは、過去の事象の結果として、法的債務または推定的債務を有しており、債務の決済を要求される可能性が高く、かつ当該債務の金額について信頼できる見積りが可能である場合に引当金を認識しております。

貨幣の時間的価値が重要な場合には、決済のために要すると見積もられた支出額の現在価値で測定しております。

(4) 退職後給付に係る会計処理の方法

エプソンは、従業員の退職後給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。エプソンは確定給付制度債務の現在価値および関連する当期勤務費用、ならびに過去勤務費用を、予測単位積増方式を使用して各制度ごとに個別に算定しております。割引率は、将来の毎連結会計年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した連結会計年度末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。確定給付制度に係る負債または資産の純額は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値（必要な場合には、確定給付資産の上限、最低積立要件への調整を含む）を控除して算定しております。また確定給付負債または資産の純額に係る利息純額は、金融費用として計上しております。

確定給付制度の負債または資産の純額の再測定は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識しており、直ちに利益剰余金に振り替えております。過去勤務費用は、制度改訂または縮小が発生した時、あるいは関連するリストラクチャリング費用または解雇給付を認識した時の、いずれか早い方の期において純損益として認識しております。

確定拠出型の退職後給付に係る費用は、拠出した時点で純損益として認識しております。

(5) 外貨換算の方法

エプソンの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円で表示しております。また、グループ内の各企業はそれぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。

外貨建取引は、取引日における直物為替相場またはそれに近似するレートにより機能通貨に換算しております。外貨建の貨幣性資産および負債は、連結会計年度末日の直物為替相場により機能通貨に換算しております。当該換算および決済により生じる換算差額は純損益として認識しております。ただし、在外営業活動体（海外子会社等）に対する純投資のヘッジ手段として指定された金融商品、その他の包括利益を通じて測定される金融資産、およびキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

在外営業活動体の資産および負債は連結会計年度末日の直物為替相場により、収益および費用は取引日の直物為替相場またはそれに近似するレートにより、それぞれ円貨に換算しており、その換算差額はその他の包括利益として認識しております。在外営業活動体が処分された場合には、当該営業活動体に関連する累積換算差額を処分した期の純損益として認識しております。

(6) ヘッジ会計の方法

エプソンは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係ならびにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的および戦略について、公式に指定し、文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目または取引ならびにヘッジされるリスクの性質およびヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法等を含んでおります。これらのヘッジは、公正価値またはキャッシュ・フローの変動を相殺する上で非常に有効であることが見込まれますが、ヘッジ指定を受けたすべての財務報告期間にわたって実際に非常に有効であったか否かを判断するために、継続的に評価しております。

ヘッジ会計に関する要件を満たすヘッジは、以下の様に分類し、会計処理しております。

① 公正価値ヘッジ

デリバティブの公正価値の変動は、連結包括利益計算書において純損益として認識しております。ヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動については、ヘッジ対象の帳簿価額を修正し、連結包括利益計算書において純損益として認識しております。

② キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得または損失のうち有効な部分は、その他の包括利益にて認識し、非有効部分は純損益にて認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えております。ヘッジ対象が非金融資産または非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産または非金融負債の当初の帳簿価額の修正として振り替えております。

予定取引または確定約定の発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じてその他の資本の構成要素として認識していた累積損益を純損益に振り替えております。ヘッジ手段が失効、売却、または他のヘッジ手段への入替えや更新が行われずに終了または行使された場合、もしくはヘッジ指定を取り消された場合には、従来その他の包括利益を通じてその他の資本の構成要素として認識されていた金額は、予定取引または確定約定が発生するまで引き続きその他の資本の構成要素に計上しております。

③ 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資のヘッジについては、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様の方法で会計処理しております。ヘッジ手段に係る利得および損失のうち、有効部分は連結包括利益計算書においてその他の包括利益として認識し、非有効部分は連結包括利益計算書において純損益として認識しております。在外営業活動体の処分時には、従来その他の包括利益を通じてその他の資本の構成要素として認識していた累積損益を純損益に振り替えております。

(7) のれんに係る会計処理の方法

のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

のれんは償却を行わず、事業を行う地域および事業の種類に基づいて識別された資金生成単位に配分し、各連結会計年度ごとまたは減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は連結包括利益計算書において純損益として認識され、その後の戻入は行っておりません。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

売上債権及びその他の債権	1,521百万円
その他の金融資産（流動資産）	2百万円
その他の金融資産（非流動資産）	62百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額および減損損失累計額 893,155百万円

連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の総数

普通株式	199,817,389株
------	--------------

2. 剰余金の配当に関する事項

（1）配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2014年6月24日 定時株主総会	普通株式	6,618百万円	37円	2014年3月31日	2014年6月25日
2014年10月31日 取締役会	普通株式	6,261百万円	35円	2014年9月30日	2014年12月5日

- （2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
次のとおり、付議します。

決 議 予 定	株式の 種 類	配当金の総額	配当の 原 資	1株 当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
2015年6月25日 定時株主総会	普通株式	14,311百万円	利益剰余金	80円	2015年3月31日	2015年6月26日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 資本管理

エプソンは、資金運用については資金の保全を前提とした上で、安全性および流動性を考慮し、資金効率を最も高められる運用手段を適宜選択しております。また資金調達については、現在、銀行借入および社債等によっております。デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

エプソンは、財務の健全性・柔軟性および資本収益性のバランスある資本構成を維持するため財務指標のモニタリングを行っております。財務の健全性・柔軟性については、格付け、資本収益性についてROE（親会社所有者帰属持分当期利益率）を内外環境の変化を注視しながら適宜モニタリングしております。

(2) リスク管理に関する事項

エプソンは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該リスクを回避または低減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。また、当社財務経理部は、主要な財務上のリスク管理の状況について、四半期ごとに当社の経営会議に報告しております。

また、エプソンの方針として、デリバティブは、実需取引のリスク緩和を目的とした取引に限定しており、投機目的やトレーディング目的の取引は行っておりません。

(3) 信用リスク

エプソンの営業活動から生ずる債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、主に、余資運用のため保有している債券等および政策的な目的のため保有している株式等は、発行体の信用リスクに晒されております。

さらに、エプソンが為替変動リスクおよび金利変動リスクをヘッジする目的で行っているデリバティブ取引については、これら取引の相手方である金融機関の信用リスクに晒されております。

エプソンは、債権管理規程に基づき、営業債権について、取引先の信用リスクの発生を未然に防止すべく、与信限度額または取引条件を定めることを原則としております。また、回収懸念の軽減を図るべく日常的に取引先ごとの残高管理を行うとともに、当社財務経理部は、定期的に、不良債権の発生とその回収状況を把握し、集約した結果を当社の経営会議に報告しております。なお、単独の顧客に対して、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

エプソンは、余資運用・デリバティブ取引について、信用リスクの発生を未然に防止すべく、資金管理規程に基づき、一定の格付基準を満たす債券等での運用、あるいは高い格付を有する金融機関との取引を基本としております。また、当社財務経理部は、定期的に、これらの取引の実績を把握し、集約した結果を当社の経営会議に報告しております。

(4) 流動性リスク

エプソンは、借入金、社債等により資金を調達しておりますが、それら負債は、資金調達環境の悪化などにより支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

エプソンは、年度事業計画に基づく資金調達計画を策定するとともに、当社財務経理部は、定期的に、手許流動性および有利子負債の状況等を把握・集約し、当社の経営会議に報告しております。エプソンは、適時に資金繰計画を作成・更新することにより、手許流動性を適正に維持し、さらに外部金融環境等も勘案したうえで、流動性リスクを管理しております。

(5) 為替リスク

エプソンは、グローバルに事業を展開していることから、為替変動を起因として、主に以下のリスクに晒されております。

- ① エプソンの各機能通貨とは異なる通貨による外部取引および、配当の受け渡しを含むグループ内取引の結果、エプソンの各機能通貨建ての損益およびキャッシュ・フローが為替変動の影響を受けるリスク
- ② エプソンの各機能通貨建ての資本を日本円に換算し連結する際に、エプソンの資本が為替変動の影響を受けるリスク
- ③ エプソンの各機能通貨建ての損益を日本円に換算し連結する際に、エプソンの損益が為替変動の影響を受けるリスク

①のリスクに対しては、将来キャッシュ・フローを予測した時点または債権債務確定時点において、デリバティブまたは外貨建有利子負債を利用したヘッジを行っております。原則として外貨建て営業債権債務をネットしたポジションについて主に為替予約を利用してヘッジしております。②および③のリスクに対しては、原則としてヘッジは行っておりません。

エプソンは、為替変動を起因とする上記リスクを緩和すべく、為替管理規程に基づき、為替相場の現状および見通しに基づいて外国為替ヘッジ方針を策定し、当社の為替管理委員会の管理監督の下で上記ヘッジを実行し、当社財務経理部は、定期的にその実績を当社の経営会議に報告しております。

(6) 金利リスク

エプソンの金利リスクは、現金同等物等および有利子負債から生じます。借入金および社債のうち、変動金利によるものは、市場金利の変動による将来キャッシュ・フローの変動の影響を受ける可能性があります。固定金利によるものは、市場金利の変動による公正価値の変動の影響を受ける可能性があります。

エプソンは、市場金利の変動に対応して、金利スワップ取引の利用や、資金調達の変動金利・固定金利の適切な割合調整を行うことで、金利リスクを抑制しております。なお、金利スワップ取引等につきましては、資金管理規程に基づき、財務担当役員による承認を受けたうえで、実行しております。

(7) 市場価格の変動リスク

エプソンは、投資有価証券については、有価証券管理運用規程に基づき、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

エプソンは、短期売買目的で保有する資本性金融商品はなく、政策投資目的で保有しているため、活発に売却することはしておりません。

2. 金融商品の公正価値に関する事項

金融商品の帳簿価額と公正価値は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
公正価値で測定する金融資産		
デリバティブ資産	3,181	3,181
株式	19,639	19,639
償却原価で測定する金融資産		
現金及び現金同等物	245,330	245,330
売上債権及びその他の債権	167,482	167,482
債券	108	108
その他	5,960	5,960
公正価値で測定する金融負債		
デリバティブ負債	259	259
償却原価で測定する金融負債		
仕入債務及びその他の債務	140,047	140,047
有利子負債		
借入金	85,966	86,118
社債	99,831	100,466
リース債務	180	180
その他	1,973	1,973

注. 公正価値の算定方法

(デリバティブ)

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(株式および債券)

市場価格が入手できる場合は、市場価格を用いております。市場価格が入手できない金融商品の公正価値は、入手可能なデータ等を勘案し、類似企業の直近取引価格および将来キャッシュ・フローを割り引く方法等の評価方法により見積っております。

(借入金)

短期借入金は、短期間で決済されるため公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、公正価値は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。なお、固定金利によるものは、当該長期借入金の元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(社債)

当社の発行する社債の公正価値は、市場価格に基づき算定しております。

(リース債務)

ファイナンス・リースは、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、債務額を満期までの期間および信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

(その他)

上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分	1,381.66円
2. 基本的1株当たり当期利益	314.61円

注. 当社は、2015年1月30日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施しております。これにともない、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

後発事象に関する注記

(株式分割)

当社は、2015年1月30日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日を効力発生日として、以下のとおり株式分割を行っております。

1. 分割の目的

当社は、最近の当社の株価水準を踏まえ、投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めることにより、投資家の皆さまにとってより投資しやすい環境を整えるとともに、投資家層の拡大を図ることを目的として、株式分割を行っております。

2. 分割の割合および時期

2015年3月31日を基準日とし、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき2株の割合をもって、効力発生日である2015年4月1日に株式分割を行っております。

3. 分割により増加する株式数

普通株式 199,817,389株

なお、「1株当たり情報に関する注記」については、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

その他の注記

(確定給付企業年金制度の改定)

当社および一部の国内連結子会社は、2014年4月1日付で、今後の環境変化にも適応できる企業年金制度に再構築し、将来にわたり安定的に維持運営することを目的として、確定給付企業年金制度の改定を実施いたしました。

これにより、過去勤務費用が△30,071百万円発生し、当連結会計年度において「その他の営業収益」に計上しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

…償却原価法（定額法）

子会社株式および関連会社株式

…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

…当期末日の市場価格等による時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、取得原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

…主として移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～35年
----	--------

機械及び装置	5～12年
--------	-------

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	3～5年
--------	------

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れにそなえ、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給にそなえ、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給にそなえ、支給見込額を計上しております。

(4) 製品保証引当金

将来の製品保証にともなう支出にそなえ、過年度のアフターサービス費の売上高に対する発生率による額のほか、支出が具体的に見積り可能な特定事業について、当該発生見積額を計上しております。

(5) 訴訟損失引当金

訴訟関連費用の支出にそなえ、損害賠償金・訴訟費用等について、当期末において必要と認めた合理的な発生見積額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付にそなえ、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時より損益処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理することとしております。

(会計方針の変更)

退職給付会計基準の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。)を当期より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従って、当期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を当期首の繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当期首の繰越利益剰余金が9,543百万円減少しております。なお、これによる損益の影響は軽微であります。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(追加情報)

確定給付企業年金制度の改定

当社は、2014年4月1日付で、今後の環境変化にも適応できる企業年金制度に再構築し、将来にわたり安定的に維持運営することを目的として、確定給付企業年金制度の改定を実施いたしました。

これにより過去勤務費用が△25,705百万円発生し、当期より、従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理(費用の減額)いたします。

4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当期末日の為替相場により円貨に換算し、換算差額は当期の損益として処理しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として時価評価によるヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部における繰延ヘッジ損益として繰り延べております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

為替予約取引および直物為替先渡取引(NDF)

…入出金外貨額

(3) ヘッジ方針

通貨関連については、ネットティング等の利用によりヘッジ対象外貨額を最小にした上で、主として外貨建売上に関わる為替の市場変動リスクを抑えるために行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の変動率が同一であることから、ヘッジ開始時およびその後も継続して双方の相場変動が相殺されるため、ヘッジ有効性の評価は省略しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理については、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 597,992百万円

2. 保証債務

関係会社の銀行借入金等に対して次のとおり保証を行っております。

P. T. Epson Batam	5,304百万円
Epson Singapore Pte. Ltd.	3,264百万円
Epson Precision (Thailand) Ltd.	2,856百万円
Epson Europe B.V.	2,691百万円
Epson Precision (Johor) Sdn. Bhd.	1,448百万円
Epson Precision (Philippines), Inc.	1,345百万円
その他 (12社)	2,317百万円
合計	19,228百万円

3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	198,038百万円
長期金銭債権	1百万円
短期金銭債務	105,357百万円
長期金銭債務	739百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	710,951百万円
仕入高	399,304百万円
その他の営業取引	28,836百万円
営業取引以外の取引	36,799百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当期末日における自己株式の総数

自己株式

20,928,657株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

固定資産（減損および償却超過）

15,235百万円

退職給付引当金

9,290百万円

繰越欠損金

8,877百万円

貸倒引当金

6,830百万円

賞与引当金

5,843百万円

株式評価減

5,403百万円

たな卸資産評価減

4,377百万円

製品保証引当金

556百万円

一括償却資産

295百万円

その他

4,792百万円

繰延税金資産小計

61,503百万円

評価性引当額

△19,500百万円

繰延税金資産合計

42,003百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金

△2,240百万円

土地評価差額

△725百万円

繰延ヘッジ損益

△496百万円

資産除去債務に対応する除去費用

△26百万円

繰延税金負債合計

△3,489百万円

繰延税金資産の純額

38,513百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：百万円)

会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
エプソン販売(株)	所有 直接100%	当 社 製 品 の 販売 役員の兼任	情報関連機器およびセンサー産業機器の販売(注1)	135,138	売掛金	16,629
			必要資金の貸付(注2)	(注3)	短期貸付金	6,874
Epson America, Inc.	所有 間接100%	米州地域統括会社 当 社 製 品 の 販売 役員の兼任	情報関連機器およびセンサー産業機器の販売(注1)	211,439	売掛金	59,910
Epson Europe B.V.	所有 直接100%	欧州地域統括会社 当 社 製 品 の 販売 役員の兼任	情報関連機器の販売(注1)	151,201	売掛金	17,985
Epson (China) Co., Ltd.	所有 直接100%	中国地域統括会社 当 社 製 品 の 販売 役員の兼任	情報関連機器およびセンサー産業機器の販売(注1)	44,676	売掛金	7,282
Epson Engineering (Shenzhen) Ltd.	所有 間接100%	当 社 製 品 の 製造委託 役員の兼任	情報関連機器およびセンサー産業機器の購入(注4)	63,417	買掛金	12,782
					未収入金	2,732
P.T. Indonesia Epson Industry	所有 直接100%	当 社 製 品 の 製造委託 役員の兼任	情報関連機器の購入(注4)	113,172	買掛金	20,267
					未収入金	3,591
Epson Precision (Philippines), Inc.	所有 直接100%	当 社 製 品 の 製造委託 役員の兼任	情報関連機器の購入(注4)	99,041	買掛金	22,438
					未収入金	1,435
			増資の引受	11,981	関係会社株式	18,742
エプソンイメージングデバイス(株)	所有 直接100%	資金貸付	貸付金の減少(注2)	8,969	短期貸付金	33,684

取引条件および取引条件の決定方針等

注1．販売価格は、市場価格から適切な販売会社のマージンを控除し、決定しております。

注2．必要資金の貸付および余剰資金の預りは、グループ内の資金貸借制度を制定し、制定したルールのもとで実施しております。

注3．必要資金の貸付および余剰資金の預りは、資金貸借制度のもとで日々資金移動を行っていることから、取引金額欄への記載は行っておりません。

注4．購入価格は、製造原価に製造会社の適正な利益を上乗せし、決定しております。

注5．子会社への貸倒懸念債権等について、合計21,265百万円の貸倒引当金を計上しております。なお、合計5,324百万円の貸倒引当金戻入額を計上しております。

注6．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

1 株当たり情報に関する注記

1． 1 株当たり純資産額	940.14円
---------------	---------

2． 1 株当たり当期純利益	262.20円
----------------	---------

注1．重要な会計方針3．引当金の計上基準（6）退職給付引当金（会計方針の変更）に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当期の1株当たり純資産額が、26.68円減少しております。また、1株当たり当期純利益に与える影響は軽微であります。

注2．当社は、2015年1月30日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施しております。これにともない、当期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

後発事象に関する注記

(株式分割)

当社は、2015年1月30日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日を効力発生日として、以下のとおり株式分割を行っております。

1. 分割の目的

当社は、最近の当社の株価水準を踏まえ、投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めることにより、投資家の皆さまにとってより投資しやすい環境を整えるとともに、投資家層の拡大を図ることを目的として、株式分割を行っております。

2. 分割の割合および時期

2015年3月31日を基準日とし、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき2株の割合をもって、効力発生日である2015年4月1日に株式分割を行っております。

3. 分割により増加する株式数

普通株式 199,817,389株

なお、「1株当たり情報に関する注記」については、当該株式分割が当期首に行われたと仮定して算定しております。